

# 住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払制度について

蕨市では、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び特定福祉用具購入費について、被保険者が事業者に費用の全額を支払い、後日、市役所に申請して9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、被保険者が自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）を事業者に支払い、残りの介護保険給付分を市が直接事業者を支払う「受領委任払い」の利用が可能です。

これにより、被保険者が一時的にまとまった費用を支払う必要がなくなります。

## 1. 受領委任払い対象者

以下のいずれにも該当する被保険者が対象となります。

- ・蕨市の介護保険被保険者資格を有すること。
- ・被保険者証に支払方法変更の記載をされていないこと。
- ・保険給付の支払を一時差し止められていないこと。
- ・被保険者証に保険給付差止の記載をされていないこと。

## 2. 受領委任払いの利用方法

蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書を被保険者と事業者が同意を確認の上、記入して市役所に提出して下さい。

## 3. 事業者への支払い

被保険者は、自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割、1円未満端数切り上げ）を事業者を支払います。

## 4. 支給申請

事業者は支払額確認のため、費用額明細書兼確認書（被保険者の署名が必要）をその他の申請書類と一緒に提出してください。

※支給申請書の口座欄は、事業者の口座を記入してください。

## 5. 支給

受領委任払いの承認決定を受けている支給申請に関しては、支給決定通知を被保険者本人へ、内訳明細書を事業者に送付します。

蕨市から、介護保険給付分を事業者を支払います。

## 6. 書類の保管

事業者は、受領委任払による住宅改修及び福祉用具の販売に関する記録を整備し、住宅改修又は及び福祉用具の販売が完了した日から2年間保存してください。

問い合わせ／蕨市役所 健康長寿課 介護保険係（給付担当）電話 048-433-7835（直通）